

## ○出版許可について

農林水産行政施策の普及、農林漁業技術の普及に寄与することを目的に、ため池に関するマニュアル等の印刷、出版を希望する者のうち一定の基準を満たした者に出版許可を行います。

### 1 刊行物名

#### (1) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律三段表

内 容：農業用ため池の管理及び保全に関する法律、同法施行令、同法省令からなる三段表

制定時期：令和元年 7 月

#### (2) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について

(令和元年 7 月 1 日付け元農振第 872 号農村振興局長通知)

内 容：農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について定めたもの

制定時期：令和元年 7 月 1 日 (令和 5 年 3 月 31 日一部改正)

#### (3) 農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン (参考様式例含む)

(令和元年 7 月 1 日付け元農振第 884 号防災課長通知)

内 容：農業用ため池の管理及び保全に関するガイドラインを示したもの

制定時期：令和元年 7 月 1 日 (令和 6 年 11 月一部改正)

#### (4) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法三段表

内 容：防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法、同法施行令、同法省令からなる三段表

制定時期：令和 2 年 10 月

#### (5) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針

(令和 2 年農林水産省告示第 1845 号)

内 容：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針を定めたもの

制定時期：令和 2 年 9 月 30 日 (令和 6 年 4 月 4 日改正)

- (6) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条に規定する防災工事等推進計画の策定等について  
(令和2年10月1日付け2農振第1843号農村振興局長通知)  
内 容：防災工事等推進計画の策定等に当たっての留意点等について定めたもの  
制定時期：令和2年10月1日（令和6年4月4日改正）
- (7) ため池ハザードマップ作成の手引き  
内 容：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化した「ため池ハザードマップ」の作成方法を取りまとめたもの  
制定時期：平成25年5月
- (8) ため池管理マニュアル  
内 容：ため池の管理に必要な基本的事項や重要なポイントを取りまとめたもの  
制定時期：平成25年5月（令和2年6月改訂）
- (9) ため池機能診断マニュアル（2次調査）－暫定版－  
内 容：ため池の変状を詳細に確認・把握するための機能診断、健全度評価の考え方等について取りまとめたもの  
制定時期：平成28年10月
- (10) ため池群を活用した防災・減災対策の手引き  
内 容：農村地域防災減災事業により、ため池群を活用した防災・減災対策を検討するにあたっての参考資料を取りまとめたもの  
制定時期：平成29年9月
- (11) ため池の洪水調節機能強化対策の手引き  
内 容：ため池の洪水調節機能の強化対策に取り組むに当たっての参考資料となるよう、全国で実施・運用されている事例等を取りまとめたもの  
制定時期：平成30年5月
- (12) 防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き  
内 容：ため池工事特措法に関連する基本指針等を踏まえ、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施する際の考え方を取りまとめたもの  
制定時期：令和3年3月（令和6年11月一部改正）

- (13) ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き  
内 容：ため池に水上設置型太陽光発電設備の設置を検討する際の注意点を取り  
まとめたもの  
制定時期：令和3年9月
- (14) 防災重点農業用ため池の廃止工事における生態系配慮について  
内 容：農業用ため池の廃止工事の生態系配慮に関する留意事項等を取りまと  
めたもの  
制定時期：令和5年3月
- (15) 農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き  
内 容：ため池の廃止工事の設計に関する事項を取りまとめたもの  
制定時期：令和7年3月（令和8年2月一部改正）
- (16) 農業用ため池遠隔監視機器導入の手引き  
内 容：農業用ため池監視機器の設置を検討する際に、調査、計画・設計及び工事  
管理の各段階における留意事項をまとめたもの  
制定時期：令和7年10月
- 2 発 行 者：農林水産省
- 3 申 請：別紙様式による
- 4 申請期間：令和8年4月8日～令和8年5月15日
- 5 出版許可：次の基準により審査を行い、その内容が妥当である場合に許可を与えます。
- ① 目的が、農林水産行政施策の普及、農林漁業技術の進歩又は普及に寄与するものであること。
  - ② 出版物の価格が一般市況等からみて妥当であること。
  - ③ 著作内容の保持が図られていること（サイズ、刷色を含む）。
- 6 問合せ先：農林水産省農村振興局整備部防災課防災・減災対策室  
東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL：03-6744-2210（直通）  
FAX：03-3592-1987

様式1

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
氏 名

著作物の出版許可申請書

貴省 の著作にかかわる「 」は、極めて貴重かつ有益な資料であり、一般の需要も多いため、下記のとおり出版許可を申請します。

記

- 1 出版物名
- 2 発行部数
- 3 規格及び頁数
- 4 販売予定価格
- 5 添付資料
  - (1) 原価計算内訳等
  - (2) その他